



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

577	指定障害児通所支援事業者の指定	（障害福祉課）	1
578	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（ 〃 ）	1
579	指定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
580	〃	（ 〃 ）	2
581	指定自立支援医療機関の指定	（こころの健康推進課）	2
582	労働条件等実態調査の実施	（労働政策課）	2
583	小池下土地改良区の役員の就退任	（農業農村整備課）	4
584	保安林の指定の解除	（森林整備課）	5
585	〃	（ 〃 ）	5
586	道路の区域変更	（道路保全課）	5
587	道路の供用開始	（ 〃 ）	6
588	道路の位置の指定	（都市政策課）	6

○ 正誤

令和7年7月1日付け和歌山県報号外和歌山県公安委員会規則第10号中	 6
-----------------------------------	---------

告 示

和歌山県告示第577号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3050300 031	こども発達支援・放課後等 デイサービスゆうくじら	橋本市御幸辻284	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	特定非営利活動 法人めぐみ福祉 会	伊都郡九度山町大字 九度山字宮ノ浦527 番1	令和 7.7.1

和歌山県告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012000 174	ケアフルズ	御坊市島695番地3	居宅介護 重度訪問介護	株式会社シーモ	御坊市島695番地3	令和 7.7.6

和歌山県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010300071	夢叶	岩出市岡田61松見ビューハイツ101	居宅介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	合同会社まある	岩出市西野176番地の7	令和7.7.1

和歌山県告示第580号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010300089	ちゃーる	岩出市山崎1-1	就労継続支援B型	特定なし	MYE株式会社	和歌山市秋月207番地の3	令和7.7.1

和歌山県告示第581号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
那智勝浦町	東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目1番地1	訪問看護	訪問看護ステーションちょうりつ	令和7.7.1

和歌山県告示第582号

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

労働条件等実態調査

(2) 目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、

労使関係の安定に資するための基礎資料に供することを目的とする。

2 調査対象の範囲

次に掲げる範囲に属する事業所

(1) 地域的範囲

和歌山県内全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類のうち次に掲げる大分類に属する事業所

ア D 建設業

イ E 製造業

ウ F 電気・ガス・熱供給・水道業

エ G 情報通信業

オ H 運輸業、郵便業

カ I 卸売業、小売業

キ J 金融業、保険業

ク K 不動産業、物品賃貸業

ケ L 学術研究、専門・技術サービス業

コ M 宿泊業、飲食サービス業

サ N 生活関連サービス業、娯楽業

シ O 教育、学習支援業

ス P 医療、福祉

セ Q 複合サービス事業

ソ R サービス業（他に分類されないもの）

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 事業所の現況

イ 採用、賃金、休暇の状況

ウ 多様な働き方の導入状況

エ 高齢者雇用の有無等

オ 育児及び介護休業制度の利用状況等

カ パートタイム労働者の雇用状況

キ 女性の活躍促進

ク 労務管理の状況

ケ 外国人労働者の雇用状況

(2) 基準となる期日

令和7年7月31日

4 報告を求める者

2の範囲に属し、県内に主たる事務所を有する次に掲げる民営の事業所

(1) 常用雇用者が30人以上の全事業所（県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所）

(2) 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち産業分類別に無作為に抽出した約670事業所

5 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収するほか、オンラインにより自計申告する方法

6 報告を求める期間

調査票が到着した日から令和7年9月1日までとする。ただし、調査の再依頼を行う場合は、令和7年9月30日まで期間を延長するものとする。

和歌山県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、小池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和7年3月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	北野幸志	和歌山市黒岩137番地
理事	尾崎文則	和歌山市吉田324番地1 1203号
理事	中岡邦男	和歌山市黒岩200番地
理事	山崎顕	和歌山市黒岩82番地3
理事	柳谷一弘	和歌山市黒岩614番地
理事	滝本輝男	和歌山市南畑324番地1
理事	谷口賢丸	和歌山市南畑793番地
理事	谷本武士	和歌山市南畑120番地
理事	大谷修造	和歌山市大河内605番地
理事	神谷憲次	和歌山市大河内176番地9
理事	角田博	和歌山市永山372番地
理事	井内健児	和歌山市黒谷312番地
理事	谷本昌穂	和歌山市黒谷238番地
理事	林和夫	和歌山市黒谷436番地
理事	林良亮	和歌山市黒谷58番地2
理事	吉田正造	和歌山市黒谷41番地
理事	江原宏	和歌山市境原166番地3
理事	中野元義	和歌山市境原533番地
理事	藤井利典	和歌山市境原14番地
監事	岩崎隆晴	和歌山市南畑82番地4
監事	林秋男	和歌山市木枕229番地

2 就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	尾崎文則	和歌山市吉田324番地1 1203号
理事	北野幸志	和歌山市黒岩137番地
理事	柳谷一弘	和歌山市黒岩614番地
理事	辻忠男	和歌山市黒岩212番地
理事	山崎顕	和歌山市黒岩82番地3
理事	滝本富士雄	和歌山市南畑423番地
理事	岩崎宏典	和歌山市永山58番地14
理事	小川和杜	和歌山市大河内214番地
理事	瀬藤典男	和歌山市大河内602番地
理事	中野貴司	和歌山市伊太祈曽185番地
理事	瀬藤隆司	和歌山市大河内486番地

理事	林和夫	和歌山市黒谷436番地
理事	黒岩美宏	和歌山市黒谷290番地
理事	且末倫之	和歌山市黒谷214番地
理事	林茂喜	和歌山市黒谷54番地
理事	中村俊夫	和歌山市境原549番地
理事	今面房和	和歌山市境原350番地
理事	津汐俊和	和歌山市境原288番地
理事	岩崎和代	和歌山市黒岩52番地
監事	岩崎成浩	和歌山市南畑536番地
監事	青木伸	和歌山市口須佐201番地3

和歌山県告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字田ノ上197の1、670の3、字小串681の3、681の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字田ノ上197の3、670の4、670の5、671の4、字小串681の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字河根字板田 谷450番1地先から同町大字河根 字板田谷452番3地先まで	旧	3.09 ㄥ 4.43	47.06	

同上	新	6.99 } 47.63 13.96	
----	---	--------------------------	--

和歌山県告示第587号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字河根字板田谷450番1地先から同町大字河根字板田谷452番3地先まで

供用開始の期日 令和7年7月11日

和歌山県告示第588号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年7月11日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3699	岩出市中島字古川677番4の一部、678番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 7. 6. 27	6. 00	84. 80

正 誤

正 誤

令和7年7月1日付け和歌山県報号外和歌山県公安委員会規則第10号中

ページ	誤	正
4	<u>自動車検査記録事項</u>	<u>自動車検査証記録事項</u>